「食料・農業・農村基本法」改正のポイント

“農政の憲法”とされる「食料・農業・農村基本法」の改正法が2024年5月29日の参議院本会議で可決・成立され、6月5日に公布・施行されました。

記事編集：JA千葉中央会

「食料・農業・農村基本法」は、どんな法律か

〝農政の憲法〟と呼ばれることもあり、農政の基本理念と施策の方向性を示した法律です。

「食料・農業・農村基本法」改正のポイント ～なぜ改正が必要だった？～

基本法が制定されたのは、今から25年前の平成11（1999）年です。食料供給や農業を取り巻く国内外の状況が大きく変化し、世界的な人口増や気候変動、ロシアによるウクライナ進行などを背景に、食料を国民に安定供給するための環境が厳しい状況にあり、内容を見直す必要が出てきました。

現行法（基本理念）	改正案
●食料の安定供給の確保	●食料安全保障の確保（輸出や費用考慮も規定）
●農業の多面的機能の発揮	●環境との調和
●農業の持続的な発展	●多面的機能の発揮
●農村の振興	●農業の持続的な発展
	●農村の振興

POINT

①食料・農業・農村基本法制定当時と現在の農業構造

・個人経営の経営体・基幹的農業従事者は大きく減少。**基幹的農業従事者 2000年は240万人➡2022年は123万人**
・農地面積は約10%減少。**2000年は483万ha➡2022年は432万ha**

※農林水産省「農林業センサス」より数値は抜粋

②日本の経済力や購買力が低下。急成長を遂げる新興国に買い負ける事態も発生

・各国の食品輸出制限・供給網の断絶やロシアのウクライナへの侵略による物価高騰。
・食料を生産するための肥料や家畜の餌など高騰により、食料生産国は自国への囲い込みを実施。

基本理念に「食料安全保障の確保」が新たに加えられた

改正法には、食料安全保障の確保（改正前：食料の安定供給の確保）が新たに加えられ、農産物・農業資材の安定的な輸入や適正な価格形成、スマート技術を活用した生産性向上、環境負荷低減、鳥獣外対策、行政と団体の連携強化などに取り組むことが盛り込まれました。

約2年半に渡って要請を続けた

基本法見直しに関するＪＡグループの要請内容（※一部を紹介）

食料安全保障の強化	①基本法の目的に平時の食料安全保障の強化を明確に位置付けること ②食料安全保障の状況を適切かつ定期的に評価する仕組みを具体化すること ③不測時の食料安全保障法案（新法）を整備すること ④国内生産の増大を中心に取り組むことを基本法において強調すること
適正な価格形成	①「農業の再生産に配慮した適正な価格」とすること ②適正な価格形成の仕組みについて、早急に具体化をはかること ③「食料自給率の向上」に向けた消費者の努力を基本法に明記すること
多様な経営体の位置づけ	①「中小・家族経営」などの多様な経営体を基本法に位置付けること、農業サービス事業体の育成・促進を図ること ②国が責任をもって優良農地を確保・活用する旨を基本法に明記し、農地の適正利用を強化すること

JAグループのこれまでの要請内容が、概ね反映されたと受け止めています。今後、新たな食料・農業・農村基本計画の策定などを通じ、施策の具体化と中長期にわたる万全な予算確保がはかられるよう、必要な対応をすすめてまいります。

JAグループ千葉